



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民事判例研究
Author(s)	林田, 清明; HAYASHIDA, Seimei
Citation	北大法学論集, 54(2), 77-97
Issue Date	2003-05-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15216
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(2)_p77-97.pdf



民事判例研究

林田清明

早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件控訴審判決
東京高判平成一四年一月一六日、判例タイムズ一〇八三号二九
五頁、判例時報一七七二号一七頁

〔事実〕

Y大学（被控訴人、被告）は、学生に対する教育活動の一環として、中国の江沢民国家主席が平成一〇年秋に、国賓として来日する際に、同大学に招いてその講演会を計画して、依頼した。江主席は大使館を通じ、同年七月下旬頃、講演依頼を承諾する旨を伝え、同年十一月月上旬頃には、同月二八日にY大学に

赴いて公演するとの回答をした。Y大学は同年十一月上旬に、同月二八日Y大学内の大隈講堂において本件講演会を開催することを決定した。Y大学は、本件講演会において、江主席に危害が及ばないよう、また公演中に非礼な言動がないようにと考慮した。また、警視庁、外務省、中国大使館からも、Y大学に対して講演会の警備を厳重にするようにとの要請を受けた。

Y大学は、本件講演会の主催者として、本件講演会の運営、警備について、同年七月下旬頃から、外務省、警視庁および中国大使館と密接に協議し、警備能力が不足する部分は警視庁などの警察機関の警備に委ねることにした。

警視庁は、同年七月下旬頃、江主席の警備・警護に万全を期すために、Y大学に対して本件講演会参加予定者の名簿を提出するように求めた。これに対して、Y大学は、警備・警護の安全を考慮して、この要請に応じることにした。Y大学が作成した本件大学招待者、同教職員、報道関係者、外務省関係者及び中国側随行員の各参加者名簿とともに、Y大学の学生の参加者名簿も、本件公演前に警視庁に提出することにした。ただし、本件名簿の使用後はこれを廃棄することを警視庁に要請した。Y大学は、警視庁から本件名簿を提出することを秘すように求められてはいなかった。

Y大学は、同年十一月一八日から二四日にかけて、本件大学の各学部学生、大学院生及び留学生に対し、本件講演会への参加を募った。この期間中、本件大学の各学部及び大学院事務所などに本件講演会の参加者名簿の用紙を備え置き、本件講演会への参加を申し込む学生については、学生証により本件大学の学生であることを確認して、参加者名簿に氏名、学籍番号、住所及び電話番号を記載させた。その上で、本件講演会への参加を認める趣旨の参加証を交付した。この参加募集は、本件大学の学生であること以外に条件を付すことはなく、定員になるまで先着順で受け付けるものであった。同大学の学籍番号は、冒頭のアルファベットが所属学部を、つぎの数字部分が入学年度などを示す形式である。

参加者名簿は、最上段の欄外に「中華人民共和国主席江沢民閣下講演会参加者」との表題が印刷され、その下に、横書きで学籍番号、氏名、住所及び電話番号の各記入欄が設けられ、参加申込者が一人ずつ記入できるよう一行ごとに罫線が引かれて各欄が囲われ、用紙一枚につき一五名の参加申込者が記入できるようにになっていた。

X（控訴人、原告）ら六名は、いずれもY大学の学部学生であり、右募集期間に、参加者名簿の用紙に各自の氏名、学籍番

号、住所及び電話番号を記入して本件講演会への参加を申し込み、いずれも本件講演会への参加が認められ、参加証の交付を受けた。

しかし、Y大学は、右の募集に際し、控訴人ら本件講演会の参加申込みをした学生に対し、本件名簿を警視庁に提出することを告知しなかった。また、Y大学は、本件大学の学生に対する参加募集受付終了後の同年十一月二十五日ないし二十六日ころ、控訴人Xらを含む参加申込みをした学生約一四〇〇人分の氏名、学籍番号、住所及び電話番号が記載された本件名簿の写しを控訴人Xら参加申込者の同意を得ることなく、警視庁に交付し、同時に、本件大学招待者、同教職員及びプレス関係者の参加者名簿の写しも警視庁に交付した。

ところで、Y大学は、本件講演会の運営及び警備のため、本件講演会への参加が認められた控訴人らの学生に対し、参加証とともに、「江沢民中華人民共和国国家主席講演会における注意事項」と題された書面を配布した。この書面には、講演に参加する上での注意が、つぎのように記載されていた。「1. 当日（十一月二十八日）は午前七時三〇分～八時四五分の間（時間厳守）に「学生証」及び「参加証」を持参のうえ、大隈小講堂に集合してください。午前八時四五分を過ぎてからの入場はで

きません。2. 大隈小講堂入口で「学生証」と「参加証」を提示して下さい。3. 大隈講堂へ入場の際、金属探知器等により危険物所持の有無をチェックする場合がありますので予めご了承ください。（中略）6. 静粛な態度で臨み、ヤジ、罵声等はさけてください。」

Y大学は、本件講演会当日において、講演会への参加が認められた控訴人らの学生が大隈講堂に入場する際、参加証と学生証を提示させて本人であることを確認したうえで、さらに持ち物の検査や制限をし、金属探知器によるチェックも行った。また、入場する控訴人らの学生に対し、「中華人民共和国主席江沢民閣下講演会参加者への遵守事項」と題する書面を配布した。この書面には、「場内では静粛をお願いいたします。ヤジ等大声を出したり、プラカード・掲示物等を出した場合は即刻退場となりますので、充分注意してください。係員の指示には必ず従ってください。」のような記載がされていた。さらに、本件Y大学は、大隈講堂内にも、「場内では静粛に願います。ヤジ等、大声を出したり、プラカード・掲示物等を出した場合は、即刻退場となりますので、充分注意されたい。」などと記載したポスターを掲示した。

江主席の講演は、同年十一月二十八日午前九時三〇分ころ開始

されて午前十一時前には終了した。しかし、その間数名の学生が数回にわたり横断幕を広げて大声を上げるなどの妨害を行った。しかし、警備関係者が上記学生を直ちに場外に退出させたため、江主席に危害が及ぶようなことはなく、本件講演自体にも大きな障害は生じなかった。

ところで、Y大学は、平成七年に「個人情報保護に関する規則」（本件規則）を制定しており、個人情報保護の目的外利用や外部への提供を基本的に禁止し、例外的に本人の同意がないにもかかわらず外部への提供をする場合は、個人情報保護委員会の判断を仰ぐ形となっていた。しかし、本件Y大学が本件名簿を警視庁に提出するについては、個人情報保護委員会に諮ることとはしなかった。

その後、Y大学は、本件訴訟が提起されて、本件名簿の提出が問題とされたことなどから、本件講演会の後は外国要人の講演会を開催する際には、講演会の参加申込者に対し「この参加者名簿は、国の関係機関に提出する場合がありますので、ご承知の上お申し込みください。なお、参加者名簿は、記念講演会運営の目的のためだけに使用し、使用後は廃棄します」などと注意書きして参加者名簿を関係機関に提出する旨を予告している。

XらはY大学が本件講演会参加者名簿リストを警視庁などへ提供したことはプライバシーの侵害に当たるとして、Y大学に対して損害賠償を求めたが、第一審判決は、本件名簿リスト提出はプライバシー侵害に当たるとして、正当な理由に基づくとして違法性が阻却されると判断した（東京地判平十三年四月十一日判時一七五二号三頁）。このためXらが控訴した。

【判旨】

「本件個人情報とは、基本的には個人の識別などのための単純な情報であつて、思想信条、前科前歴、資産内容、病歴、学業成績、家族関係等のプライバシー情報と比較すれば、他人に知られたくないと感じる度合いが低いものであり、控訴人Xらが本件個人情報の開示により被った不利益は、現実的、具体的なものではなく、控訴人らの自己に関する情報の開示について自ら決定する利益が侵害されたという観念的、抽象的なものであるにとどまる。また、本件個人情報の開示は、本件講演会において江主席の警備、警護に万全を期し、その安全を確保することという正当な目的のためにされ、これを開示することは上記目的に照らして有用かつ必要なものであり、その開示方法及び態様もこの目的に沿ったものである。さらに、本件個人情報の収集

の目的とその開示の目的との間には広い意味での関連性もあったのである。そうすると、これらの事情を考慮するのみであれば、一般人の感受性を基準として判断する場合に、控訴人らの同意がなくても、これが社会通念上許容されるものと評価することもできないではない。

しかし、本件Y大学は、個人情報保護の必要性に関する十分な認識を有するばかりでなく、その保護のための手続である本件規則を自ら制定することまでしており、かつ、本件個人情報開示の告知をするのに何らの支障もなく、これを行うことも容易であったのに、本件規則に違反して、あえて控訴人らにあらじめ告知してその同意を得ようとはしなかつたのであって、これはひとえに本件大学の手抜かりによるもので配慮に欠けるものであったといわざるを得ず、同意を得ないことがやむを得ないと考えられるような事情があつたといふことはできないのである。

そうすると、このような本件大学の配慮に欠けた手抜かりによつて控訴人らのプライバシーの権利の侵害が引き起こされた点を考慮すると、上記のように本件個人情報の開示には目的の正当性その他それ相応の理由があつたことを考慮しても、本件名簿の提出による本件個人情報の開示が社会通念上全面的に許

容されるものであると考えることは困難であり、本件個人情報の開示については、その違法性は阻却されないものと判断するのが相当である。」(判タ一〇八三号三〇八頁)

「そこで控訴人らの被つた精神的損害の程度について検討すると、上記で説示したとおり、本件個人情報の開示が違法と判断されたのは、これについて控訴人らの同意を得なかつたことにやむを得ないと考えられるような事情が認められないからであつて、本件個人情報を開示すること自体には、目的の正当性その他それ相応の理由があつたのである。そうすると、本件Y大学が行つた本件個人情報の開示が違法であることが本件訴訟において認められるならば、控訴人Xらの被つた精神的損害のほとんどは回復されるものと考えられ、控訴人らの本訴提起の目的も、金銭による賠償を求めるといふより、むしろ、本件Y大学による本件個人情報の開示が違法であることの確認を求めるといふ意味が大きいものとうかがわれる。

上記のような事情を考慮すれば、控訴人らの精神的損害を回復させるためには、被控訴人に対し、いわゆる名目的な損害賠償として慰謝料各一万円の支払を命ずることで足りるものといふべきであり、また、弁護士費用の請求には理由がないものといふべきである。」(判タ一〇八三号三〇九頁)

【評釈】

プライバシー侵害をめぐって第一審と第二審で判断が分かれたことの理由、またプライバシーとは何であるかを考察する上で参考になる事例と考えられるので、ここに批評する。

一 本判決のプライバシーの考え方と特徴

本件の第一審判決ではプライバシー侵害の違法性がないとして損害賠償請求が否定された（東京地判平十三年四月十一日判時一七五二号三頁。同判決の批評は、井上典之「早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件とプライバシー権」法教二五八号別冊付録判例セレクト（二〇〇一）五頁、横田守弘「警察への講演会参加者名簿提出とプライバシーの権利」法セ五六七号一〇八頁、藤原静雄「早稲田大学江沢民主席講演会参加者名簿提出事件判決」法資二三四号一三三頁）が、本件第二審判決では、プライバシー侵害が肯定された。本判決は、控訴人Xらのプライバシーの権利が被控訴人Y大学によって侵害されたとした上で、第一審判決と同様にこの侵害行為に違法性を阻却する事由が存在するかどうかの判断を行った。そして、本判決は、第一審判決と同様にプライバシー概念を捉えているが、第一審判決と異なって、判断を分けたのは、違法性阻却事由の評価の点であっ

た。

(一) プライバシーについての考え方

プライバシーについての本判決の考え方は、基本的には本件の第一審判決の考え方とほぼ同じであると考えられる。まず、プライバシーを「他者に知られたくないと感じる個人の私生活上の情報」(「判例タイムズ」一〇八三頁三〇三頁)と定義している点はそれを示している(わが国のプライバシー権に関しては、五十嵐清・人格権論(一九八九)、竹田稔・名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究(一九八二)、同・プライバシー侵害と民事責任(増補改訂版、一九九八)、齊藤博・人格権法の研究(一九七九)、藤岡康宏「名誉・プライバシー侵害」民法講座六卷三八七頁以下(一九八五)、飯塚和之「プライバシーの権利概念」竹田稔Ⅱ堀部政男編新・裁判実務大系9名譽・プライバシー保護関係訴訟法一二六頁(二〇〇一)など参照)。

つぎに、「私生活上の情報」という表現も本件第一審と同じである。これまではプライバシーといえば「私生活上の事実」の公開とされることが多かった。このために判例上で何らかの定義上の変更があったと考えてよいかは、現段階では一つの疑問であるが、今後の判例とくに上級審での立場に着目する必要

がある。本件第一審判決および本判決は、これまでの立場より、より踏み込んで、これを個人情報保護の問題として捉えたと解することができるならば、後述のように個人情報をコントロールするものという新しい考え方を示唆しているともいえる(第一審判決において、この表現をもって転換であると評価するのは、飯塚和之・判タ一〇七六号八三頁)。個人情報コントロール権としてプライバシー権を把握する見解は、憲法の議論に多い(佐藤幸治「権利としてのプライバシー」ジュリセ

四二号一五八頁(一九八一)、松井茂記「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」法七四〇四号三七頁(一九八八)ほか、なお阪本昌成「個人情報の保護と自己情報のコントロール権」法律のひろば四四巻五号二九頁(一九九二)参照)。自己情報のコントロール権とは「自己情報の取得・収集から保有・管理・利用を経て、その開示・提供に至るプロセスにおいて、情報主体の同意がない限り個人情報を取扱えないこと」とであるとされている(松井・同四〇頁)。しかし、民事でもそのような趣旨を述べる見解や判決も見られる。たとえば、東京地判平二年八月二九日判時一三八二号九二頁は「プライバシー権は、(中略)自己に関連する情報の伝播を、一定限度にコントロールすることを保障することをその基本的属性とする」(同九

七頁)といっている(森島昭夫「プライバシーの私法的保護」法七四〇四号五四頁(一九八八)、なお、自己決定権としてのプライバシーの考え方も含めて民事での動きは、潮見佳男・不法行為法七八頁(一九九九)、四宮和夫・事務管理・不当利得・

プライバシーが、自己の情報をコントロールする権利であるという面は、他人が自己について知ることを制限ないし規制する権限でもある。さらに、国が国民個人の情報を知ろうとすることに対する実質的な制限ともなり得るのである(L・レッシグ・CODEEインターネットの合法・違法・プライバシー二六八頁(山形浩生・柏木亮三訳、二〇〇一)など。この側面は、わが国でも犯罪捜査と肖像権との関係を扱った最判昭和四四年一月二二日刑集二三巻一二号一六二五頁、盗聴器の使用によるプライバシー侵害で損害賠償が肯定された東京地判平成六年九月六日訟月四四巻五号六九六頁・判時一五〇四号四一頁「日本共産党幹部宅盗聴損害賠償訴訟第一審判決」、同第二審判決の東京高判平成九年六月二六日訟月四四巻五号六六〇頁・判時一六一七号三五頁など)。

さらに、プライバシーの要件として、本判決はつぎの三つの要件を挙げているが、この点もほぼ第一審判決と同じである(第

一審判決の東京地判平十三年四月一日判時一七五二号一三頁)。すなわち「プライバシーの権利として保護されるためには、その情報が、①個人の私生活上の事実に関する情報であること、②社会一般の人々の感受性を基準として、当該個人の立場に立った場合、その情報が開示されると、当該個人に心理的な負担や不安を覚えさせるなどのため、開示を欲しないであろうと考えられる情報であること、③社会一般の人々にまだ知られていない情報であることが必要である」(判タ一〇八三号三〇三頁)という。

本件で問題となった「私生活上の情報」とは「氏名、住所、電話番号、学籍番号」および「本件講演会参加申込者であること」であるが、これらは各々「社会一般の人々の感受性を基準として……みだりに開示されることを欲しないであろう情報であると考えられる。」(同三〇三頁)としている。そして、「これらが控訴人らの意思に基づかずみだりに他者に開示されない利益は、控訴人らのプライバシーの権利として保護されるべきものである」(同三〇三—三〇四頁)とした。本判決は、これらの内容を持つている私生活上の情報はプライバシーとして法的に保護されることを確認しているのである。

(2) 違法性阻却

本判決は、Y大学によるプライバシー侵害があったか否かの判断において、前記のように侵害があったと判断したが、さらに、Yの侵害行為の違法性を阻却する事由が存在するかどうかの判断をした。その際、Yの主張になる黙示の合意の存否およびY大学の規則違反の有無の観点からこれを判断している。

まず、Y大学側は、本件講演会の講演者が江主席であることから、本件名簿が警察機関に提出されることは当然に予想された、もしくはそれが容易に認識できたので、本件名簿の提出には控訴人Xらの黙示的な同意があったと主張して、プライバシー侵害の違法性が阻却される旨を主張した。これに対して、本件裁判所は主要人物の講演会であること、Yによる「講演会における注意事項」書面から嚴重な警戒の下でなされること、参加者名簿自体の作成などから講演会の参加者を特定し把握するためになされることは認識できたとしたが、それだからといって必然的に警察機関に本件リストが提供されることを予測されるものではないとして、本件名簿提出について本件参加者たちが黙示的に同意していたとはいえないとした。

一般に黙示の同意は、同意に近い事情や要件が存在すると合理的に考えられる場合に認められる。本件の場合には、具体的にはY大学は、本件参加者名簿が警察などに提出される旨をあ

らかじめ学生らに注意喚起して知らせる機会が存在したかどうか、また、そのための時間的余裕があったかどうかが考慮されるであろう。本判決は、Y大学は、公開・提供の可能性について参加申込者の事前の合意をとることが可能であったとした。しかも、それは名簿の上部に国の関係機関に提出されることがある旨を記しておけば済むものだったとして、事前に合意をとるための措置が比較的容易に可能であったと指摘している。この点に関し、現に、本講演会以降のY大学が開催する講演会の参加者リストはこのようにされていると本件でも指摘されている(判ター一〇八三号三〇八頁)。

この点は、プライバシー侵害に対する法的保護が、一般に過去に生じた侵害に対する救済としての損害賠償が妥当であるとして一般的には考えられているが、プライバシー保護については事前的な保護も成り立つことを強く示唆するものである。あらかじめ外部に参加者名簿などの提供があり得ることが事前に知らされておれば、参加を考えている学生らは、そこで参加するかどうかを選択する機会が与えられることになる。このため、自分の個人情報警察や警備関係者に開示されることを嫌う者は、自らの個人情報やプライバシーが保護することにより高い価値を置くから、そのような講演会には参加しないという決定をす

ることになろう。そうでない学生は、本件の種類の個人情報が開示されることを知った上で、本件講演会に参加することにより高い価値や効用を見出せば、参加者名簿に記入することになる。このように、プライバシーなかんづく個人情報をどのように扱うかは、すぐれて本人の意思決定の領域に属する事柄である。このためには、まず本人が選択し、決定できる機会が存在しなければならぬ。そのためには、参加者名簿が第三者へ公開される有無と程度があらかじめ参加予定者に知らされている必要がある。以上のように、本件のような事情の下では、黙示の合意が存在したとすることは無理があり、本件判決の判断は至当であると考えられる。

事前的承諾は、自己に関する情報・プライバシーをいわば取引させる仕組みの一端であるが、侵害されたら賠償という伝統的な救済方法によらないで、プライバシーを予防できる方法でもある。

第一審判決もそうであるが、本判決もまたプライバシーの定義が個人情報コントロールすることであるとしたことによつて、本人による個人情報のコントロールという側面を浮かび上げさせている。そして、このため事前の合意という考えと結びつきやすいといえよう。これは、さらに、インターネット時代

におけるプライバシーや個人情報のあり方を考える上でも示唆的である。インターネット時代になって、これまでよりもはるかに容易に、個人の情報が収集され、また蓄積、加工、伝播、利用されることが可能となったため、その保護のあり方を根本的に考え直す必要があるからである。

つぎに、Y大学が定めた規則に違反したか否かが判断された。本件Y大学は、平成七年に「個人情報保護に関する規則」(以下、本件規則という)を制定しているが、これは学生と大学の双方を規律するものである。とくに本件規則には、個人情報の目的外利用や外部への提供を基本的に禁止している(同五条、七条)。本件裁判所は、本件規則にY大学自身が違反したか否か、またその違反がプライバシー侵害に対するY大学の責任の程度にどのように影響するか否かを判断した。この点について、「本件名簿に記載された本件個人情報、本件規則にいう個人情報に該当するものと認められるから、本件大学は、控訴人らの同意がなく、他にこれを許すべき例外的事情もないにもかかわらず、収集の際に明確にされた目的以外のために個人情報を利用したものであって、本件名簿の提出は、本件規則七条一項に違反するものであった」(判タ一〇八三号三〇五頁)と述べて、被控訴人Y大学が本件規則に違反した事実を肯定し

た上で、これは本件責任の有無に影響を与えると評価した。Y大学が自ら制定して遵守されるべき規則に自ら違反したことがY大学の本件責任に関する違法性の判断に影響を与えることは当然といえるだろう。

二 情報の流用(目的外利用)と違法

(1) 目的の正当性

第三の違法性阻却の判断は、情報公開の目的の正当性である。本件での被控訴人Y大学側のプライバシー侵害行為は、あらかじめ大学で決められた個人情報保護規則を遵守せずに、第三者、本件の場合は警視庁や警察、それに外務省へ、講演参加者名簿リストを提供したことにある。むしろ、これは警備や保安を担当する警視庁・警察の提供要請がY大学側にあったからである。一般に目的外利用はプライバシー侵害となる(堀部政男「不正確個人情報の訂正等請求権」判例評論三二八(判時一一五四)号一八〇頁、EUデータ保護指令(一九九五)など)。つぎに、この侵害行為の違法性を阻却する事由が存するか否かが問題となる。本件Y大学のプライバシー侵害の違法性を阻却する事由があれば、目的外利用行為は違法ではないことになる(第一審判決においても、阻却事由の判断において異なった評価もあり

えたとするのは、横田守弘・前掲判例批評、法七五六七号一〇八頁）。本件判決は、この点をつぎのように述べた。まず、「プライバシーの権利といっても、これが常に他の法的利益に優先する絶対的な権利と考えることはできず、そもそも氏名、住所などの個人情報自体は、一定範囲の他者には当然開示されるべき性質のものであってその保護の範囲も限定されるものである」（判タ一〇八三号二〇五―三〇六頁）としている。そして、「プライバシー開示行為の違法性が阻却されるか否かは、①当該個人情報の内容及び性質並びにこれがプライバシーの権利として保護されるべき程度、②開示行為によりその個人が被った具体的な不利益の内容及び程度、③開示の目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性、④開示の方法及び態様、⑤当該個人情報収集の目的と開示の目的との間の関連性の有無及び程度、⑥その個人の同意を得なかつたことがやむを得ないと考えられるような事情の有無などの諸要素を総合考慮し、一般人の感受性を基準として、その個人の同意がなかつたとしても当該個人情報開示が社会通念上許容される場合に当たるかどうかを判断すべきである。」（同三〇六頁）としている。

情報の流用や目的外利用行為は、当該情報に価値があり、またそれが容易になされうる状況が存したり、利用行為が発見

されにくいなどの場合に、利用や流用のインセンティブが生じやすい（外部から発見され、違法を指摘されにくい場合として、防衛庁の個人情報流用事件がある、朝日新聞二〇〇二年六月五日朝刊「リスト問題防げるか（焦点）行政機関個人情報保護法案と市民情報」など参照）。また、一般の取引にあつては、収集された顧客や個人に関する情報の所有権が誰にあるか曖昧なこともあつて頻繁に起りやすい。商取引とくに金融関係では、顧客つまり個人の情報の流用・利用の問題が争われたことがある（金融取引でのプライバシー保護のあり方については、大蔵省金融企画局「通産省産業政策局」個人情報保護・利用の在り方に関する懇談会「報告書の概要」ジュリー一四一―三九頁以下、荳坂和邦「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」金法一〇〇三号六頁（一九八二）、加藤一郎ほか座談会「金融取引における個人情報の取扱実務とプライバシーの保護」金法一〇〇三号一六頁以下（一九八二）など参照）。いくつかの例を検討する。東京地判平成二年八月二九日判時一三八二号九二頁は、同一の企業グループ内で、しかもマンシオン販売に際して個人情報収集したのはマンシオン販売業者であり、これから購入者名簿の提供を受けたのは同マンシオン管理会社となる予定の会社であり、マンシオン購入者全員は、この予定の

管理会社を知っていたというものである。

同一企業グループに属しているとはいえ、また、購入者名簿が Y_1 から Y_2 へいずれ提供されることが予想されないではないとはいえ、 Y_1 が販売業務を終了し、 Y_2 の管理会社へマンシヨンの管理を移管するについて、いずれ購入者のプライバシー・個人情報にかかわる名簿を提供することを購入者に周知させる機会も十分存したのである。

右の判決では、開示の目的、必要性、開示行為の態様、開示によってプライバシーを侵害される者が受ける不利益の程度その他の事情を総合的に考慮して行なった。購入者の（事前の）同意を得るといふ過程がないことを裁判所は、プライバシー侵害の違法性がないということでカバーしようとしたのである。そして、それを Y_1 による名簿の提供行為に正当な理由があるか否かという形で判断した。

安易に正当事由の判断に委ねるのは、プライバシーの性質を損なうことになりやすい。右の東京地裁自身がプライバシーの定義として示しているように「プライバシーの権利は、このように、自己に関連する情報の伝播を、一定限度にコントロールすることを保障することをその基本的属性とするものと解されるのである」（判時一三三二九七頁）からである。 Y_1 によ

る管理会社 Y_2 への名簿提供を煩瑣でなく便利であると考え、購入者もいれば、やはりプライバシーを尊重してその第三者への提供には同意を求めべきだと思ふ者も存在しよう。ならば、同意を得る機会が合理的に存在したかどうかをまず判断するべきではなかつたらうか。本件においては、明示の断り書や事前の了解を、 Y_1 会社がマンシヨンを販売する段階で取れないことはなかつたのである。いわば、企業グループの内部で別主体に購入者名簿を購入者にも販売者、管理者にも安直で便利だからという理由で提供して、伝播させるのは、企業としてもプライバシーに関する取扱い方やその保護のポリシーがないかもしくはルーズであるような印象を消費者や第三者に与えてもやむを得ないことになる。ただし、右の東京地判平成二年八月二十九日の場合には名簿管理は部外秘扱いとして厳重に保管されていたとしているが、逆にそれほど大切なものであれば企業内とはいえ別会社への提供についてはより慎重にすべきだったとも言えるのではなからうか。個人情報が多くは、よかれ悪しかれ、企業や組織の内部から漏れいすることが十分ありえるのである。また、取引先銀行がその顧客の住所、氏名、銀行コード番号、支店コード番号とお客様番号などの個人情報印刷された宛名ラベルを同一企業グループ内の住宅建設会社に提供して、ア

パート経営勉強会の案内状を郵送したが、住宅会社に投函を委ねた分が守秘義務違反となるとしてプライバシー侵害が争われた事件がある（東京地判平三年三月二八日判時一三八二号九八頁）。ここでは、顧客の個人情報守秘義務が存することを認めたが、顧客ラベルの貼られた郵便物の投函を共同事業者である住宅会社に依頼したにすぎず、「守秘義務の対象となる一定の私的情報に当たるとまでいえるかは疑問が残る」（同一〇六頁）と述べて、プライバシー侵害とならないとされた。同一事業のために銀行が持つ情報を利用して、ダイレクト・メールを発送したものである。裁判所は違法性の度合いが小さいと考えたようであるが、銀行の持つ顧客情報がどの範囲まで顧客の同意なしに利用・流用できるかについては疑問が残る。個人情報情報がデジタル化されている場合は後述のように今後なおさら注意が必要となろう。

これらの判例は金融ことに商事取引面の事例であり、とくに取引自体が円滑に進むべき場合ではあるが、個人情報取扱いという面では、顧客のプライバシーより金融機関を優位に置くもので、プライバシーはその分損なわれているといえる。顧客リストの流用・利用が顧客自身へも取引上の有益な情報をもたらす場合もあることは否定できない。消費者や顧客にとって有

益な情報が伝達されること自体は望ましいが、この面のみを強調すると顧客の個人情報失われかねない。上記の判例が金融機関に顧客情報の利用を認める背景にはこのような経済的事情が存するが、どのような情報が流用されるのか、その合理的範囲は何かの問題がなお今後の課題といえよう。今日では、個人情報情報がデジタル化されており、当時と比べても、その分だけプライバシー侵害の機会も大きくなっていて、個人はより自衛的にならざるを得ない段階にいたっているのである（渡辺達徳「誤情報と慰謝料（クレンジット関係個人情報）」竹田稔・堀部政男編名譽・プライバシー保護関係訴訟法（新・裁判実務体系）九）三七四頁（二〇〇一）。

（2）情報の流用と費用便益分析

情報とくに個人情報他を目的に利用する、つまり流用するインセンティブは一般に高いし、本人に知られていない所でなされることが多いし、かつ流用の費用は一般に低い。このため流用や目的外使用の問題が後を絶たないのである。本判決の正当事由の有無ではいささか不十分である。このため「正当事由」の有無の判断をより定式化することが急務となろう。

本件においては、プライバシーは警備上の安全性といわば「取引」されようとしているのである。本判決自体は、「プラ

イバシーの権利といっても、これが常に法的利益に優先する絶対的な権利と考えることはできず」（判タ一〇八三号三〇五頁）

として、プライバシーの権利は他の権利や状況に譲られる場合があることを明言している。ではどのような場合に、プライバシー権は優先しあるいは他の権利や利益に譲られると言えるのだろうか。本判決では、このような取引が正当であるかどうかを、前述のように違法性の阻却事由の有無という判断の中でい

わば無意識に行ったのであった。しかし、個別具体的に考えるのではなく、そこに何らかの定式化をすることは可能だろうか。プライバシー保護をどう考えるかについては、つぎの考え方が

参考になる。ハンド公式はもともとネグリジェンス（過失）責任を画定する式であるが、これは表現の自由にも応用されている。ここでは、さらにそれをプライバシー侵害の場合にも応用することを試みるものである（憲法・表現の自由への適用は、R. Posner, *Economic Analysis of Law* pp. 731 (5th ed., 1998)）。

ハンド公式は、 $B \wedge P \times L$ で示される。ここではBは、プライバシーが侵害されることによる損害・損失の費用、Pは、当該プライバシー侵害行為がなかったならば、将来において犯罪や事件が惹起される可能性、Lは、犯罪や事件が生じることによる社会的損失、を表すものとする。そこで、 $B \wedge P \times L$ (B

がPLよりも小さい)ならば、当該のプライバシー侵害行為の違法性は阻却されるというものである。

本件に即してこれを見ると、Bはプライバシー侵害の費用であるが、これはプライバシーを侵害することになる本件講演会の参加者名簿リストが警視庁や警察などに提出されることによる損失の費用である。一般のプライバシー侵害事例と同様に、リストが提出されない以前と以後とを考えれば分るのであろう。被害者一人一人について個々に評価・判断されることになる。

また、厳密に言えば、そのプライバシー侵害による損失や評価はそれぞれによつて異なりうる。また、Bは、主催者であるY大学がそのような手段をとるかでも異なってくる。たとえば、参加者リストに名前を書き込んだ者についてさらに身辺調査や履歴について調査する、あるいは行動を監視するなどの行為をすれば、Bは大きくなる。

Pは確率を意味するが、参加者名簿を提出することなしに、つまりこれとは別の方法によつて本件講演会に対する妨害や犯罪行為などを未然に防ぐことができるならば、一般にPの可能性は小さいといえよう。本件の場合では、講演会当日には、Y大学は、学内の会場に入場する際には別途配布された参加証と学生証とを提出させて本人であることを確認し、また持ち物や

手荷物を預かったり、検査を施したり、これに加えて金属探知機による参加者への身体検査も行っている。さらに、参加証とともに配布された書面には場内での静粛やプラカードや掲示物などを出したりした場合には、即刻退場させる旨の記載があった。また、大学構内にはこの旨を書いたポスターが掲示されていた。

本件講演会においては、実際に数名の学生が数回にわたり横断幕を広げて大声をあげたなどの妨害行為があったが、警備関係者がすぐに場外に退出させたため（判タ一〇八三三〇二頁）、江主席に直接危害が及ぶような行為はなかったし、また、本件公演自体にも大きな障害は生ぜず終了したとある（新聞報道によると、講演中に横断幕を掲げたり、やじが飛ばされたなどの妨害行為のため学生とみられる三名が逮捕された。朝日新聞一九九八年十一月二八日付夕刊）。右の妨害行為の発生は、当初から予想されていたものようであるが、どの学生がこのような妨害行為を行うかあらかじめ特定できなければ、名簿提出することによって妨害行為の防止はきわめて困難である可能性が高い。そうであるならば名簿提出よりも、別途の検査ないし警備方法がこの種の妨害行為の防止には妥当と考えられる余地も大きい（警備に名簿提出が有効かどうか疑問視するのは、

高佐智美「講演会参加者名簿の無断提出によるプライバシーの侵害と違法性阻却事由」法七五七〇号一〇七頁「本件紹介」）。すなわち、名簿提出によっては防止できない種類の行為である可能性が高いので、名簿提出しないことが講演会妨害その他の不法行為などによって社会的損失を発生させる確率は一般に低いといえよう。

しは社会的損失をいうが、これは、公演の妨害、いやがらせ、中断さらには犯罪行為など、行為のレベルによっても異なってくるが、公演がうまく遂行されないことによる社会的損失である。たとえば、本件講演会の開催そのものが中止、講演中の妨害行為、講演者である江主席に対する危害や他の参加者・聴衆の期待利益の喪失などが社会的損失として考えられよう（判タ一〇八三三〇一頁）。

この考え方の利点は、利益の大小を考慮することができることに存する。また、一般的な定式化によって、その後の判例の評価蓄積を期待できる点にある。なし崩し的な「安全性」や「警備上の必要性・緊急性」といった一般的利益につねに優越されることなく、個別具体的に判断することが可能となる。

三 関連する諸問題

(1) センシティブと非センシティブ情報の区分論

個人に係る情報は多様であり、各種あることは言うまでもない。本判決は、個人情報センシティブ情報と非センシティブ情報の二つの種類に分けるようである。この分類は、何も本判決ではじめて採られた考え方ではないし、原判決もこのような分類をしている。その意味では両判決は個人情報の分類に関しては同じ考え方を採っているといえる。

個人情報、センシティブ情報(II) プライバシー固有情報

と個人基本情報(氏名、住所、性別、生年月日)とに分類され、センシティブ情報は、さらに資産、負債、預貯金等の個人信用情報などのセンシティブ情報とハイ・センシティブ情報(病歴等、教育情報、宗教・イデオロギー)に分類されるという。直感的にもセンシティブ情報が個人にとつてより重要な情報であり、法的にも保護されるべきだということとはよく理解できる。

他方、では非センシティブ情報だから、法的にあまり強く保護されなくてよいという印象になりがちである。たとえば、地方公共団体の多くでは、行政機関の有する個人情報について保護する条例を有しているが、罰則の規程があるのはいわゆるハイ・センシティブ情報といわれる個人情報に関するものである。「行政機関の保有する電子計算機処理に係わる個人情報の保

護に関する法律」)。また、たとえば民間の業界団体の内部ルールとして、思想信条宗教、人種など機微な個人情報の収集の禁止規定を設けている(日本工業規格「個人情報に関するコンプライアンス・プログラム要求事項(JIS Q15001-4:2013)」。とくに本件のような場合には、セキュリティや警備上の要請が強いから、非センシティブ情報はこれに譲つてもよいという論拠にもなる恐れがある。

わが国では、判例上でも、非センシティブ情報には比較的法的な保護が与えられてこなかった。また、実社会でも、各種の名簿や電話番号リストがプライバシーにさほど配慮することなく頒布され、利用されていた時代もあったのである。しかし、今日、いわゆる名簿業者の登場やそのような「市場」の存在は、これを必要としている企業や人たちが存在していることもさることながら、逆に今日では以前のわが国の社会よりはこの手の情報が入手しにくくなったという、プライバシー保護や意識上の変化があるのである。

本判決は、本件で問題となつている個人情報のうち氏名、住所、電話番号、学生番号が個人の情報・プライバシーに当たすることは肯定するが、しかし、「個人の識別などのため」の「単純な情報」「他人に知られたくないと感ずる度合いの低いもの」

（判タ一〇八三号三〇六頁など）であると評価した。また、「むしろ、一定の範囲の者に知られ、情報の伝達のために日常的に利用されることに意味のある情報である」（同三〇六頁）から、本件Y大学による開示の目的の前には、Xらの私生活上の平穏が具体的に侵害されるおそれに乏しく、またこれによって自律的存在を脅かすと考えられないとして、警備や安全性の前には譲られるとしたのである（判タ一〇八三号三〇七頁）。

しかし、上記の分類はアメリカ法においてもなお議論のある問題なのである。ダイレクト・メール会社や電話による勧誘会社あるいはストーリーにとっては、非センシティブ情報は相手を特定する重要な情報となるし、スパム・メールやいやがらせ電話を受けとる者にとってはそれこそ重要な情報である。できるならば余計な勧誘や干渉から秘匿されなければならない情報となるのである。このように、個人情報が具体的に扱われる状況によっては非センシティブ情報の方がむしろ基本的であるがゆえに、重要であり、したがって保護されるべき面も持っているのである。個人情報二分類だけでは、きめ細かい保護にかけているといわざるを得ない。このような分類は、いわゆる非センシティブ情報については低い保護しか与えないとする根拠や正当化をするものとならう。

個人情報の単純な分類だけで法的保護の有無を認める傾向には賛成し得ない。第一に、個人情報のレベルで、一律的また一般的に非センシティブ情報だから低いし軽い保護でよいとするのではなく、当該の個人がそのような情報をどう考えているかに配慮する必要がある。氏名、住所、電話番号、学生番号を本人がどのように考えているかの方が重要である。本件の場合は、あらかじめ警視庁や外務省など国の関係機関に参加者名簿が警備・安全上提供・開示される余地のあることを容易に（安価に）予告・表示して周知することができたのである。その機会が与えられておれば、参加希望者は自分の氏名、住所、電話番号などを開示する余地のあることと参加することの便益とを自分で比較・考慮することができたのである。

第二に、プライバシーは情報主体や個人情報の問題となつている文脈（コンテキスト）に依存するものであって、種々の面を有しているので、個人の情報のカテゴリー的に一律にどれが法的保護の面で優位したり、劣後したりするとは言いつれない面がある（吉野夏己「個人情報提供と責任」竹田稔・堀部政男編名譽・プライバシー保護関係訴訟法（新・裁判実務体系9）三九五頁（二〇〇一）も基本的個人情報という一義的な分類だけで保護を否定するのは妥当でないとしている。また、藤原静

雄「早稲田大学江沢民主席講演会参加者名簿提出事件判決」法資二三四号一—三頁もカテゴリー分けを疑問視する。たとえば、前記東京地判平二年八月二十九日（自宅の住所・電話番号・勤務先名・電話番号を記載した購入者名簿をマンション管理会社となる予定の会社への提供）および東京地判平三年三月二八日判時一三八二号九八頁（銀行が顧客の氏名・住所等の宛名ラベルが別建設会社に提供した）などの事件ではプライバシー侵害は否定された。しかし、氏名・電話番号および住所を電話帳に誤って記載して配布された場合（東京地判平一〇年一月二一日判時一六四六号一〇二頁）、また、職業別電話帳に記載されているXの氏名・職業・住所・診療所住所・電話番号をXに無断でパソコン通信の掲示板に掲載したところ、Xが嫌がらせを受けた場合（神戸地判平一年六月二三日判時一七〇〇号九九頁）にはプライバシーの権利の基本的属性としてこれに対する侵害を認めている。このように、判例もまだ一義的な分類で保護の成否を決めているとは思えない。カテゴリーの種類だけでプライバシーの保護を論じるのは問題であろう。

（2）名目的損害賠償

本件損害額の算定にあたって、本件判決はいわゆる名目的損害賠償で足りるとし、控訴人Xらの精神的損害の賠償として各

一万円を算定した。なお、弁護士費用の請求は理由がないとして退けた。ここではつぎの二点に触れる。第一に、名目的損害賠償に言及して、これを明記して認めた判決は珍しい。というのは、わが国の不法行為法上、名目的損害賠償は英米法上の制度として説かれ、一般的には認められていないからである。その英米法上では違法な侵害が存在する場合、現実の損害が立証されていないときでも、少額の名目的損害が認められるといわれている（森嶋昭夫・不法行為法講義四六六頁以下（一九八七））。第二に、名目的損害賠償とのコロラリーであるが、損害賠償認容額が低廉であることである。

本判決では、本件個人情報の開示の違法性が本件訴訟で認められるならば、被告らの受けた精神的損害のほとんどは回復されると考えられるとして、本件プライバシー訴訟を違法であると確認するための訴訟として性格づけている。しかし、名目的損害賠償というような制度がわが国の不法行為法でもすでに認められたものであるか否か自体、今後も議論となる点であろう。しかし、前述のように、通説はこれを否定している（加藤一郎・

不法行為（増補版・一九七四）一四八頁、幾代通（徳本伸一補訂・一九九三）不法行為法二二頁は「わが国では……単に行為の違法性を宣言する趣旨で名目的な賠償を命ずるような制度は

とっていない。」なお、立法時の議論・沿革については、牛山積川富井利安「不法行為における故意・過失及び違法性理論の動向」比較法学七巻二号九頁参照。ただし、裁判実務では、慰謝料の算定は裁判官の裁量に委ねられている（澤井裕・テキストブック事務管理・不当利得・不法行為二〇九頁（第二版・一九九三）など）。

つぎに、かりに名目的損害賠償を認めるとしても、その場合の要件が何かもまだ十分明らかであるとはいえず、また議論が尽くされているとはいえない。本判決は、学術上の議論を拓くための素材をあえて提供するつもりでの問題提起を行ったのであるうか。本件では、Y大学がプライバシー侵害の違法性を確認すること自体で本件訴訟の目的は達成されると判断しているので、確認的な賠償訴訟であることが要件なのかどうか。そして、確認的とはどのような場合をいうのかなど問題が多く存在している（英米法とくにアメリカ法でも多くの議論があることについては、Prosser & Keeton, *Torts 5th ed.*, at 11 (1984)）。

さらに、名誉毀損の場合もそうであるがプライバシー侵害の場合の損害の認定・評価の困難さが、このような名目的損害賠償という考え方と結びついたとも考えられる。英米法上の「名目損害 (nominal damages)」は、「権利」の正当性やある「法

益」が「権利」であることの宣言のために用いられている」として、わが国でも、「不法行為法が権利の確認機能（権利の生成機能）を担っているという認識があるゆえに」このような賠償を認めてもよいとする見解もある（前田達明・民法VI（不法行為法）一二四―一二五頁（一九八〇）参照）。ただ、損害評価が困難だから名目的なものによって止まってよいかは疑問が残ろう。プライバシー侵害や名誉毀損の場合もそうであるが、生命・身体侵害の場合においても損害の認定・評価自体は本来困難なのである。さらに、本件では、被告らの三〇万円の賠償請求に対して、本裁判所は名目的損害賠償としてそれぞれ一万円と評価したが、なぜ一万円であるのかも気になるところである。

第二の点は、本判決がいうように確認的な訴訟だから名目的な損害賠償でよいとするには疑問が存するというところである。損害額が本件において一万円であることは本件控訴人Xら全体（六名）で総額六万円余という額になるが、これではこの種のプライバシー侵害は今後も容易に起るであろうと考えられるから、侵害行為の防止効果は望めないであろう。ましてや弁護士費用の請求は理由がないとしているので、訴訟を提起する費用にさえ見合わないのである。

まず、賠償と抑止との関係から見ると、プライバシー侵害し
たとしても、この程度の額ではY大学側としては容易に支払え
る能力があるから、仮にプライバシー侵害して払うとしたとし
ても、より安全に講演会を開催した方がよいと考えるであろう。
低すぎる賠償額はプライバシー侵害や個人情報漏えいに対す
る十分な防止効果を持たないのである（目的外利用や漏えいの
場合とは異なるが、自己に関する誤情報が登録されただけでプ
ライバシー権の侵害に当り、精神的損害賠償が肯定されるとす
るのは、長尾治助「誤った個人情報提供者等の損害賠償責
任」法時六三巻五号一〇〇頁、松本恒雄「誤った信用情報を提
供した信販会社の法的責任」金法一三〇四号七五頁「いずれも
大阪地判平二年七月二三日判時一三六二号九七頁の判例批評」
など）。この点で、本件裁判所が名目的損害賠償をわが国でも
取り入れるつもりならば、プライバシー侵害行為が悪質で、故
意によるものである場合には、逆に二ないし三倍やそれ以上の
額の賠償を肯定することも考えられる（英米では故意や悪意に
よる不法行為類型におもに肯定されてきた経緯がある。Prosser
& Keeton, *Torts 5th ed.*, at 9 & 10-11 (1984)。本件のように、プ
ライバシーが侵害されたのは、本件控訴人Xら六名ばかりでは
なくて、本件講演に参加した一四〇〇名余りの存在もあるから

（むろん、一四〇〇名全員がプライバシー侵害されたとは考え
ないであろうから、その数は減少することはありえる）、六名
が代表して訴訟を提起したと考えて、被控訴人Y大学の行為に
よって侵害された真の損害は、社会的なコストとして「沈んで
いる費用」（サンク・コスト）である。Yにこれをも回収させ
る必要があるので、むしろ懲罰的な賠償を考へてもよい事例と
もいえる（懲罰的賠償の権利濫用法理への応用の示唆は、林田
清明・法と経済学一〇四、一八一頁（第二版、二〇〇二）参照）。

このように、低すぎる賠償額の評価は、プライバシーや個人
情報の違法な開示に対する防止の効果を損ねるものであるし、
弁護士費用も認められなくなると、違法な侵害に対する訴訟
提起するという意欲をそく効果を持つものである（植田勝博・
判例批評三八九（判時一三八二）号一七一頁（大阪地判平二年
七月二三日判時一三六二号九七頁の判例批評）は、勝訴しても
採算がとれず泣き寝入りしているのが現状であると指摘して
「少なくとも通常の訴訟経費とある程度の損害賠償金が被害者
に受けられるような金額を認めるべきである」（同一七八頁）
という）。このように低すぎる認容額はせっかく本判決が名目
的損害賠償を認めようとする意図をかえって自ら無意味にする
結果となるものである。いずれにしても、プライバシーや個人

の信用情報にかかわる法違反を抑止するのに見合うという意味での実効性のある損害賠償額を認めるべきであるが、今後とも注意を要する点である（相川忠夫「アメリカの公正信用報告法」ジュリー一四四号七二頁（一九九八）など）。

（3）デジタル化時代の個人情報とプライバシー

本件ではY大学が収集した学生の個人情報をも、警察など第三者に提供したことがプライバシー侵害になるか否かが問題となったわけだが、この点は、つぎの点を考慮するとき、さらに重要になる。いわゆるインターネット時代とは、個人情報が容易にデジタル化されることによって、その収集や蓄積・保存・加工・利用がはるかに容易になったことを意味している。利用者にとってはたいへん便利だが、プライバシーや個人情報からみると、これまでのこれらの利益に対する保護の在り様を根本から変化させる事態ともいえる（藤原宏高編・サイバースペースと法規制一九三頁（一九九七））。

本件のように、警備目的はじめ、講演会の円滑かつ安全な運営のためという一般的で、誰もが利害を持ちやすい公共目的を理由に参加者名簿など個人情報の提供が要請される場合、プライバシーや個人情報保護がデジタル化されておればはるかに容易に利用しやすく、またそれを外部からチェックするのは困

難であるので、いわば右から左へ筒抜けとなる事態が予想されるので、今後ともとくに注意する必要がある（最近大きな社会問題にもなったのは、防衛庁が情報公開請求者の身元を調査した上で、この請求者リストを同庁内部のLAN（通信網）に載せて、内部で自由に閲覧していた事件である（毎日新聞二〇〇二年五月二八日朝刊、また毎日新聞社「情報デモクラシー」取材班『個人情報誰のものか』（二〇〇二）参照）。また前述のように、いわゆる非センシティブ情報は比較的軽い保護でよいというイメージは、情報の収集・探索・加工・利用がはるかに容易になっていくデジタル化時代における個人情報やプライバシー保護を考えるとさらに大きな問題となるものである。